

墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託  
プロポーザル実施要領

令和7年12月

東京二十三区清掃一部事務組合

## 目次

1 適用 .....	1
2 目的 .....	1
3 概要 .....	1
4 全体スケジュール .....	2
5 掲載資料に関する事項 .....	3
6 参加資格 .....	4
7 参加意向等の申込に関する事項 .....	5
8 質疑応答に関する事項 .....	7
9 参加資格の確認申請等に関する事項 .....	7
10 提案書等に関する事項 .....	12
11 審査及び評価方法 .....	14
12 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託の契約と基本協定締結について .....	21
13 リスク負担・分担 .....	21
14 設計等業務の関係者情報 .....	23
15 発注者、優先交渉権者の役割分担 .....	24

## 1 適用

本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプ(以下「ECI方式」という。)の対象であり、優先交渉権者として選定された者と設計等業務の委託契約を締結する。その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

## 2 目的

墨田清掃工場リニューアル工事は、既存建築物（工場棟、煙突及び付属棟）を再使用し、プラント設備、建築設備等を更新する。なお、機器取り込み用の開口を設けることは可能とするが、最小限にとどめた計画とし復旧までを含めることとする。また、工場棟、煙突及び付属棟について、更新後の機器荷重条件を踏まえ、必要に応じて安全性を確保するための補強計画を立案し、実施するものとする。外構設備等は、重機配置等の計画で障害になる場合は、一時的に撤去し、復旧までを含める。

以上より、発注者が最適な工事の仕様を確定できないことから、設計段階から施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的として ECI 方式を採用する。

本要領は、参加者の技術提案書を審査し最適な者を特定し、設計等業務委託を契約することを目的とする。

## 3 概要

### (1) 設計等業務の概要

- ア 委託件名 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託
- イ 履行期間 契約締結の日から令和10年12月15日まで
- ウ 業務内容 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託仕様書のとおり
- エ 提案価格上限額 501,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (2) 対象工事の概要

- ア 工事件名 墨田清掃工場リニューアル工事
- イ 施工期間 工場棟（焼却設備等）のリニューアル工事：契約確定の日から令和15年1月31日まで  
飛灰処理設備棟建設工事：契約確定の日から令和15年8月31日まで

#### ウ 工事条件等

- (ア) 全連続燃焼式火格子焼却炉  
500トン以上/日（500トン以上/日・炉×1炉）
  - (イ) 工場棟等  
工場棟ほか付属棟の補修、補強及び新設
  - (ウ) 煙突  
鉄筋コンクリート造外筒（既存を再使用）・ステンレス製内筒 高さ 約150m
- エ 工事参考額 約490億円（消費税及び地方消費税を含む）  
※ 工事参考額は目安であり、予定価格を示すものではない。

#### 4 全体スケジュール

公告	令和7年12月26日
墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託プロポーザル実施要領等の公表期間	令和7年12月26日～ 令和8年 1月23日
参加意向及び守秘義務対象開示資料提供申込書提出期限 守秘義務対象開示資料（墨田清掃工場リニューアル工事設計条件書等）の配布期限	令和8年 1月23日
実施要領に関する質問締切	令和8年 1月30日
実施要領に関する質問回答	令和8年 2月 9日
参加資格確認申請書等提出期間	令和8年 2月 9日～ 2月16日
参加資格確認結果通知の送付	令和8年 3月 2日
現場見学期間	令和8年 3月10日～ 3月17日
【第1回】守秘義務対象開示資料に関する質問締切	令和8年 3月13日
【第1回】守秘義務対象開示資料に関する質問回答	令和8年 3月27日
【第2回】守秘義務対象開示資料に関する質問締切	令和8年 4月10日
【第2回】守秘義務対象開示資料に関する質問回答	令和8年 4月24日
技術提案書、価格提案書、リニューアル工事見積書提出期限	令和8年 5月15日
技術提案書に関するヒアリング期間	令和8年 6月11日～ 6月29日
優先交渉権者選定結果通知	令和8年 8月予定
契約内容協議期間	令和8年 8月～ 令和8年10月予定
基本協定締結	令和8年12月予定
設計等業務委託契約締結	令和8年12月予定
設計協議及び価格交渉期間	令和8年12月～ 令和10年8月予定
設計業務期間（設計協議及び価格交渉期間を含む）	令和8年12月～ 令和10年12月予定
リニューアル工事請負契約 仮契約	令和11年1月予定
リニューアル工事請負契約	令和11年4月予定

## 5 掲載資料に関する事項

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）ホームページに掲載する。

### (1) 掲載期間

公告の日から令和8年1月23日(金)まで

### (2) 掲載場所

組合ホームページ <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

### (3) 掲載資料等

#### ア 掲載資料

- ① 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託プロポーザル公告
- ② 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託プロポーザル実施要領
- ③ 組合実績対象工場一覧
- ④ 質問に関する資料
- ⑤ 現場見学に関する資料
- ⑥ 申請に係る書類等

#### ○ 参加意向等関係書類

- ・ 様式1-1 参加意向及び守秘義務対象開示資料提供申込書
- ・ 様式1-2 誓約書
- ・ 様式1-3 第二次被開示者への資料開示通知書

#### ○ 参加資格申請関係書類

- ・ 様式2-1 申請書類提出チェック表（特定建設工事共同企業体用）
- ・ 様式2-2 申請書類提出チェック表（単体有資格業者用）
- ・ 様式3-1-1 参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体用）
- ・ 様式3-1-2 参加資格確認申請書（単体有資格業者用）
- ・ 様式3-2-1 参加資格確認申請書別紙（特定建設工事共同企業体用）
- ・ 様式3-2-2 参加資格確認申請書別紙（単体有資格業者用）
- ・ 様式4-1 特定建設工事共同企業体協定書
- ・ 様式4-2 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書
- ・ 様式5 特定建設工事共同企業体委任状
- ・ 様式6 使用印鑑届（構成員1用）
- ・ 様式7 委任状（復代理人用）

#### ○ 技術提案関係書類

- ・ 様式8 技術提案書（表紙）
- ・ 様式9～15 技術提案書
- ・ 様式16 技術提案書の参考資料
- ・ 様式17 価格提案書
- ・ 様式18 リニューアル工事見積書
- ・ 様式19 リニューアル工事内訳書

#### ○ 施工証明関係書類（参考）

- ・ 施工証明書（焼却炉）
- ・ 施工証明書（建築物）
- ・ 施工証明書（焼却施設 解体）

## イ 守秘義務対象開示資料

- ① 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託仕様書
- ② 墨田清掃工場リニューアル工事設計条件書
- ③ 墨田清掃工場リニューアル工事に関する基本協定書（参考）
- ④ 墨田清掃工場リニューアル工事計画策定調査関連資料
- ⑤ 外壁等石綿調査結果
- ⑥ 煙突構造解析調査結果
- ⑦ 建築く体等劣化調査結果
- ⑧ 外壁劣化調査結果
- ⑨ 既存施設図面等

## 6 参加資格

次に掲げる(1)又は(2)、及び(3)から(11)までの事項の全部に該当し、かつ「9 参加資格の確認申請等に関する事項」により事前に本プロポーザルに参加する資格があると確認を受けた者が、本プロポーザルに参加することができる。参加者は以下の(1)、(2)に示す、いずれかの形態で参加することができる。

- (1) 組合における建設工事等競争入札参加資格の業種 46 「焼却設備」に資格を有する 1 者（構成員 1）、業種 07 「建築工事」に資格を有する 1 者又は 2 者（構成員 2）を構成員とする自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）であること。ただし、1 者が複数の特定 JV の構成員となることはできない。
  - (2) 組合における建設工事等競争入札参加資格の業種 46 「焼却設備」及び業種 07 「建築工事」に資格を有する単独 1 者（以下「単体有資格業者」という。）であること。ただし、単体有資格業者と 1 次下請契約を締結し、建築工事を施工する企業（以下「単体 1 次下請業者」という。）は「6 (1) 及び (3) から (10)」に示す構成員 2 の資格要件を全て満たさなければならない。
- なお、単体 1 次下請業者の資格確認書類については、別途「9 参加資格の確認申請等に関する事項」⑯(イ)の実績が確認できる書類とする。
- (3) 特定 JV を結成する場合の代表構成員は、構成員 1 とする。また、構成員 2 が 2 者の場合、各構成員 2 の出資比率は構成員 2 の建築工事分の 30% 以上とする。
  - (4) 構成員・単体有資格業者が次に掲げるいずれの者にも該当しないこと。

ア 東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成 12 年規則第 51 号）第 5 条又は第 6 条の規定に該当する者

イ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にある者

ウ 東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 6 月 26 日付け 13 清総契第 98 号副管理者決定）に基づく指名停止中の者

エ 東京二十三区清掃一部事務組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 8 日付け 23 清総契第 245 号管理者決定）に定める入札参加除外措置要件に該当する者

- (5) 次に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく特定建設業の許可（組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合は、その営業

所における許可）を受けていること。

ア 構成員 1 においては、清掃施設工事業

イ 構成員 2 においては、建築工事業

ウ 単体有資格業者においては、清掃施設工事業及び建築工事業

(6) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査（以下「経審」という。）を受け、次に掲げる工事の種目で総合評点を得ていること。

ア 構成員 1 においては、清掃施設工事

イ 構成員 2 においては、建築工事

ウ 単体有資格業者においては、清掃施設工事及び建築工事

(7) 構成員 1 ・ 単体有資格業者は、次のア及びイに掲げる資格要件を全て満たすこと。

ア ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類排出規制に適合した一般廃棄物を対象とするごみ焼却能力 150 トン/日・炉以上かつ廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた全連続燃焼式火格子焼却炉を元請負人として建設した実績を有すること。

イ アの施設において、焼却炉、クレーン設備、データ処理装置等の自動化設備が連携して稼動し、安定した自動運転の実績を有すること。

※ 安定した自動運転の実績とは、操業計画に則り、計画処理量に近い連續運転を 90 日以上行った実績を指す。

(8) 構成員 2 （構成員 2 が 2 者の場合は、それぞれ）・ 単体有資格業者は、次の資格要件を満たすこと。

廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた一般廃棄物を対象とする連續運転式ごみ焼却炉を内部に有する建築物を元請負人として建設した実績を有すること。

(9) 解体工事を実施する構成員（構成員 1 及び 2 が所掌を分割して実施する場合は、それぞれ）・ 単体有資格業者は、次の資格要件を満たすこと。

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号の 2）別添「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、一般廃棄物を対象とするごみ焼却施設を元請負人として解体した実績を有すること。又は、一般財団法人日本建築センターによる「新建築技術（焼却施設の解体処理技術）」の認定、若しくは「建設技術審査証明（焼却施設の解体処理技術）」を取得していること。

(10) 次に掲げる技術者を工事期間に専任で配置できること。

ア 構成員 1 ・ 単体有資格業者・単体 1 次下請業者においては、清掃施設工事に係る監理技術者

イ 構成員 2 （構成員 2 が 2 者の場合は、それぞれ）においては、建築工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者

※ 本工事は、「建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

(11) 特定 J V ・ 単体有資格業者が建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士を配置できること。

## 7 参加意向等の申込に関する事項

参加を検討している者については、以下により全ての構成員及び単体有資格業者が参加意向及び守秘義務対象開示資料提供申込書と誓約書の提出を行うこと。また、墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託プロポーザル実施要領に関する質問については、参加意向の申込を行った者のみ行うこと

とができる。参加意向の申込とは、本プロポーザルへの参加に対する意向を示すものであり、参加申請に当たっては、別途「9 参加資格の確認申請等に関する事項」により手続きを行う必要がある。

(1) 受付期間及び時間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月23日（金）まで（土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

提出受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

(2) 提出書類

様式1－1 参加意向及び守秘義務対象開示資料提供申込書 1通

様式1－2 誓約書 1通

様式1－3 第二次被開示者への資料開示通知書 都度、必要に応じて

(3) 提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出した場合は、担当者に受領の確認を行うこと。

(4) 提出先

千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係

担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907

電子メールアドレス t23keikaku@union.tokyo23-seisou.lg.jp

(5) 配布資料

参加意向及び守秘義務対象開示資料提供申込書、誓約書を受領後、申込者に対し以下の資料を配布する。

ア 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託仕様書

イ 墨田清掃工場リニューアル工事設計条件書

ウ 墨田清掃工場リニューアル工事に関する基本協定書（参考）

エ 墨田清掃工場リニューアル工事計画策定調査関連資料

オ 外壁等石綿調査結果

カ 煙突構造解析調査結果

キ 建築躯体等劣化調査結果

ク 外壁劣化調査結果

ケ 既存施設図面等

(6) 配布期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月23日（金）まで（土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

配布対応時間は午前9時から午後5時までとし、事前に配布時間を調整の上指定する（正午から午後1時の間は除く。）。

(7) 配布場所

千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係

担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907

## 8 質疑応答に関する事項

本要領に関する質問については、以下のとおり行う。

### (1) 質問締切日時

令和8年1月30日（金）午後5時まで

### (2) 回答日時

令和8年2月9日（月）午後5時頃

### (3) 質問の方法

「プロポーザル実施要領に関する質問書」に実施要領に関する質問内容（守秘義務対象開示資料に関する質問については「10 提案書等に関する事項」を参照）を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。原則として、持参、郵送、口頭又は電話等による質問は受け付けない。

また、電子メール送信後に担当者に受領の確認を行うこと。

### (4) 提出先

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係

担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907

電子メールアドレス t23keikaku@union.tokyo23-seisou.lg.jp

### (5) 回答方法

電子メールにて送付する。

## 9 参加資格の確認申請等に関する事項

### (1) 参加を希望する特定JV及び単体有資格業者は、次に従い、参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、本プロポーザルに参加する資格の有無について確認を受けなければならない。

#### ア 提出期間及び時間

令和8年2月9日（月）から2月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

提出受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

#### イ 提出先

千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係

担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907

#### ウ 提出方法

前日までに日時を予約の上、申請書等を持参すること。

#### エ 申請書等を提出した者に対し、参加資格確認結果通知を令和8年3月2日（月）までに電子メールにて送付する。

### (2) 提出書類

#### ア 【特定JV】（6(1)に該当）の場合

以下の①～⑬の順に提出書類を並べ、一番上に「**様式2－1 申請書類提出チェック表（特定建設工事共同企業体用）**」を表紙にして提出すること。

※各1通等の記載は組合へ提出する部数を示している。

#### ① [参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体用）・同申請書別紙] 各1通

（ア） 様式3－1－1及び様式3－2－1により作成すること。

- (イ) 構成員 2 が 1 者の場合は構成員 2 記入欄の上段に記入し、下段は空白にすること。構成員 2 が 2 者の場合は出資比率の高い方を上段に記入すること。
- (ウ) 様式 3－2－1 の本店又は営業所名欄には、組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合はその営業所名（支店名等）を、本店の場合は「本店」とのみ記入すること。
- ② [特定建設工事共同企業体協定書] 1通
- (ア) 様式 4－1 により作成すること。
- (イ) 協定書第 4 条の特定 JV の成立の時期は、申請日以前であること。
- (ウ) 協定書第 5 条「構成員の所在地及び名称」は、本店の所在地及び名称を記載すること。
- (エ) 協定書第 11 条の「取引金融機関」は、金融機関の名称及び、「本店」又は「支店の名称」まで記載すること。
- (オ) 協定書は袋綴じをし、裏面に全構成員の実印で押印すること。
- ③ [特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書] 1通
- (ア) 様式 4－2 により作成すること。
- (イ) 構成員 1、構成員 2 の順に記載すること。また、構成員 2 が 2 者の場合、出資比率の高い方を上段に記載すること。
- ④ [特定建設工事共同企業体委任状] 1通
- (ア) 様式 5 により作成すること。
- (イ) 必ず実印を押印すること。
- ⑤ [使用印鑑届（構成員 1 用）]（該当する場合）1通
- 様式 6 により作成すること。
- ⑥ [委任状（復代理人用）]（該当する場合）1通
- (ア) 特定 JV の代表構成員が代理人を選任する場合に提出すること。
- (イ) 受任者となるのは、組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人に限る。
- (ウ) 様式 7 により作成すること。
- ⑦ [建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し] 各構成員 1通
- 有効期限内の受付票の原本を提示の上、写し（受付票と裏面に添付してある印鑑証明書を両面コピーすること）を提出すること。
- ⑧ [建設業許可証明書等（組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合はその営業所における許可を含む。）]各構成員 1通
- 建設業許可申請書（様式第 1 号）の写し及び同申請書別紙の写しについては、建設業許可申請後の当該官公庁の受付印の押印のあるもの、同申請書別紙の写しは、組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合はその営業所における許可がわかるものとする。また、直近かつ申請日現在有効のものであること。
- ⑨ [経審の結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し]  
各構成員 1通
- 直近でかつ申請日現在有効のもの。
- ⑩ [配置予定技術者に関する書類（監理技術者の場合）]  
構成員 1 及び該当する構成員 2 各 1通
- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し。ただし、監理技術者資格者証により、有効な監理技術者講習修了履歴が確認できない場合は、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。

(イ) 参加資格確認申請日現在、継続して3か月以上の雇用関係があることを確認できる書類（住民税特別徴収税額通知書の写し等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は提出を要しない。

(ウ) 文字、写真等が鮮明であること。

※ 配置予定技術者については、申込時の予定者それぞれ1名を「様式3-2-1 参加資格確認申請書別紙（特定建設工事共同企業体用）」に記入すること。配置予定技術者を組合工事等における経験や資格について同等以上の者に変更を希望する場合は、契約締結日の前日までに書面により変更を申し出ること。

⑪ [配置予定技術者に関する書類（主任技術者の場合）] 該当する構成員2のみ各1通

(ア) 当該工事に必要な国家資格を有することを証明する書類（2級建築施工管理技士の合格証明書、2級建築士の免許証の写し等）

(イ) 参加資格確認申請日現在、継続して3か月以上の雇用関係があることを確認できる書類（住民税特別徴収税額通知書の写し等）

(ウ) 文字、写真等が鮮明であること。

※ 配置予定技術者については、申込時の予定者それぞれ1名を「様式3-2-1 参加資格確認申請書別紙（特定建設工事共同企業体用）」に記入すること。配置予定技術者を組合工事等における経験や資格について同等以上の者に変更を希望する場合は、契約締結日の前日までに書面により変更を申し出ること。

⑫ [配置予定一級建築士に関する書類] 1通

(ア) 国家資格を有することを証明する書類（一級建築士登録証明書、一級建築士免許証の写し等）

(イ) 文字、写真等が鮮明であること。

※ 配置予定一級建築士については、申込時の予定者1名を「様式3-2-1 参加資格確認申請書別紙（特定建設工事共同企業体用）」に記入すること。配置予定一級建築士の変更を希望する場合は、契約締結日の前日までに書面により変更を申し出ること。

⑬ [6(7)ア・イ、6(8)、6(9)の実績等が確認できる書類]

(ア) 構成員1で、6(7)ア、イの実績等が確認できる書類 一式

建設（焼却炉）の実績が確認できる書類（施工証明書（焼却炉））及び一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書等により確認する。ただし、実績が5(3)ア掲載資料③の「組合実績対象工場一覧」に該当する場合は、実績が確認できる書類の提出を要しないが、「様式2-1 申請書類提出チェック表（特定建設工事共同企業体用）」の企業記入欄に工場名を記載すること。

(イ) 構成員2（構成員2が2者の場合はそれぞれ）で、6(8)の実績等が確認できる書類一式  
建設（建築物）の実績が確認できる書類（施工証明書（建築物））及び一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書等により確認する。ただし、実績が5(3)ア掲載資料③の「組合実績対象工場一覧」に該当する場合は、実績が確認できる書類の提出を要しないが、「様式2-1 申請書類提出チェック表（特定建設工事共同企業体用）」の企業記入欄に工場名を記載すること。

(ウ) 解体工事を実施する構成員（構成員1及び2が所掌を分割して実施する場合は両者で、

6(9)の実績等が確認できる書類（以下のa又はbのいずれかを提出すること。） 一式

a 解体（焼却施設）の実績が確認できる書類（施工証明書（焼却施設 解体））及び一般財

団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書等により確認する。ただし、実績が5(3)ア掲載資料③の「組合実績対象工場一覧」に該当する場合は、実績が確認できる書類の提出を要しないが、「様式2-1 申請書類提出チェック表（特定建設工事共同企業体用）」の企業記入欄に工場名を記載すること。

- b 一般財団法人日本建築センター交付の「新建築技術認定書（焼却施設の解体処理技術に該当）」もしくは「建設技術審査証明（焼却施設の解体処理技術）（原本を提示の上、写しを提出すること。）」

※ 施工証明書の証明者は、証明する工事の発注者（契約書に記名・押印している役職の者）とすること。

※ 分割・合併・事業譲渡等により変更があった場合は、「分割・合併・事業譲渡に係る契約書」、「履歴事項全部証明書」及び行政庁記入欄に分割時経審等変更内容を示す記載がある「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」により確認を行う。

ただし、分割時経審等を受審していないため、行政庁記入欄に分割時経審等変更内容を示す記載がある「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が提出できない場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書の提出を求め、工事実績情報システムにおいて、実績の移動手続きが完了しているかを確認する。

なお、当該確認書により確認を行う場合は、分割・合併・事業譲渡直後の経審等により分割時経審を受審していないことの確認を併せて行う。

⑭ [その他必要な書類]（該当する場合） 1通

支払金口座振替依頼書については、見積合せ後、速やかに提出すること。

イ 【単体有資格業者】（6(2)に該当）の場合

以下の①～⑦の順に提出書類を並べ、一番上に「**様式2-2 申請書類提出チェック表（単体有資格業者用）**」を表紙にして提出すること。

※各1通等の記載は組合へ提出する部数を示している。

① [参加資格確認申請書（単体有資格業者用）・同申請書別紙] 各1通

(ア) 様式3-1-2及び様式3-2-2により作成すること。

(イ) 様式3-2-2の本店又は営業所名欄には、組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合はその営業所名（支店名等）を、本店の場合は「本店」とのみ記入すること。

② [建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し] 1通

有効期限内の受付票の原本を提示の上、写し（受付票と裏面に貼付してある印鑑証明書を両面コピーすること）を提出すること。

③ [建設業許可証明書等（組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合はその営業所における許可を含む。)] 1通

建設業許可申請書（様式第1号）の写し及び同申請書別紙の写しについては、建設業許可申請後の当該官公庁の受付印の押印のあるもの、同申請書別紙の写しは、組合の建設工事等競争入札参加資格における代理人が所属する営業所が工事を施工する場合はその営業所における許可がわかるものとする。また、直近かつ申請日現在有効のものであること。

④ [経審の結果通知書（経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書）の写し] 1通

直近かつ申請日現在有効のもの。

⑤ [配置予定技術者に関する書類（監理技術者）] 1通

- (ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し。ただし、監理技術者資格者証により、有効な監理技術者講習修了履歴が確認できない場合は、監理技術者講習修了証の写しも添付する。
- (イ) 参加資格確認申請日現在、継続して3か月以上の雇用関係があることを確認できる書類（住民税特別徴収税額通知書の写し等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は提出を要しない。
- (ウ) 文字、写真等が鮮明であること。

※ 配置予定技術者については、申込時の予定者それぞれ1名を「様式3-2-2 参加資格確認申請書別紙（単体有資格業者用）」に記入すること。配置予定技術者を組合工事等における経験や資格について同等以上の者に変更を希望する場合は、契約締結日の前日までに書面により変更を申し出ること。

⑥ [配置予定一級建築士に関する書類] 1通

- (ア) 国家資格を有することを証明する書類（一級建築士登録証明書、一級建築士免許証の写し等）
- (イ) 文字、写真等が鮮明であること。

※ 配置予定一級建築士については、申込時の予定者1名を「様式3-2-2 参加資格確認申請書別紙（単体有資格業者用）」に記入すること。配置予定一級建築士の変更を希望する場合は、契約締結日の前日までに書面により変更を申し出ること。

⑦ [6(7)ア・イ、6(8)、6(9)の実績等が確認できる書類]

- (ア) 6(7)ア、イの実績等が確認できる書類 一式

建設（焼却炉）の実績が確認できる書類（施工証明書（焼却炉））及び一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書等により確認する。ただし、実績が5(3)ア掲載資料③の「組合実績対象工場一覧」に該当する場合は、実績が確認できる書類の提出を要しないが、「様式2-2 申請書類提出チェック表（単体有資格業者用）」の企業記入欄に工場名を記載すること。

- (イ) 6(8)の実績等が確認できる書類 一式

建設（建築物）の実績が確認できる書類（施工証明書（建築物））及び一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書等により確認する。ただし、実績が5(3)ア掲載資料③の「組合実績対象工場一覧」に該当する場合は、実績が確認できる書類の提出を要しないが、「様式2-2 申請書類提出チェック表（単体有資格業者用）」の企業記入欄に工場名を記載すること。

- (ウ) 6(9)の実績等が確認できる書類 一式

解体（焼却施設）の実績が確認できる書類（施工証明書（焼却施設 解体））及び一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書等により確認する。ただし、実績が5(3)ア掲載資料③の「組合実績対象工場一覧」に該当する場合は、実績が確認できる書類の提出を要しないが、「様式2-2 申請書類提出チェック表（単体有資格業者用）」の企業記入欄に工場名を記載すること。

※ 施工証明書の証明者は、証明する工事の発注者（契約書に記名・押印している役職の者）とすること。

※ 分割・合併・事業譲渡等により変更があった場合は、「分割・合併・事業譲渡に係る契約書」、「履歴事項全部証明書」及び行政庁記入欄に分割時経審等変更内容を示す記載が

ある「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」により確認を行う。

ただし、分割時経審等を受審していないため、行政庁記入欄に分割時経審等変更内容を示す記載がある「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が提出できない場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターが発行する登録内容確認書の提出を求め、工事実績情報システムにおいて、実績の移動手続きが完了しているかを確認する。なお、当該確認書により確認を行う場合は、分割・合併・事業譲渡直後の経審等により分割時経審を受審していないことの確認を併せて行う。

(8) [その他必要な書類] (該当する場合) 1通

支払金口座振替依頼書については、見積合せ後、速やかに提出すること。

## 10 提案書等に関する事項

9 (1) エにより参加資格を有するとされた者は、以下(1)ア、イの資料に基づき提案書を提出し、11 審査及び評価方法により技術評価を受けなければならない。

### (1) 資料

#### ア 掲載資料

(ア) 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託プロポーザル実施要領

(イ) 質問に関する資料

(ウ) 現場見学に関する資料

#### イ 守秘義務対象開示資料

7 (5)のとおり

ウ 組合ホームページにおける「ア 掲載資料」掲載期間

令和7年12月26日（金）9時から令和8年1月23日（金）午後5時まで

### (2) 現場見学

9 (1) エにより参加資格を有するとされた者のうち、現場の見学を希望するものは以下のとおり申込みを行うこと。

ア 見学日時 令和8年3月10日（火）から3月17日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。））

イ 見学場所 墨田清掃工場（墨田区東墨田一丁目10番23号）

ウ 見学内容 敷地内等見学

エ 申込方法 10(1)ア(ウ)の「現場見学参加申込書」に、企業体名（企業名）、希望日、代表者氏名、連絡先等を明記し、電子メールにて提出すること。原則として、持参、郵送、口頭又は電話等による申込及び質問は受け付けない。また、電子メール送信後に担当者に受領の確認を行うこと。

オ 提出先 千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係

担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907

電子メールアドレス t23keikaku@union.tokyo23-seisou.lg.jp

カ 申込期限 令和8年3月5日（木）午後5時

### (3) 守秘義務対象開示資料に関する質疑応答

ア 質問締切・回答日時

第1回質問締切日時 令和8年3月13日（金） 正午  
第1回回答日時 令和8年3月27日（金） 午後1時頃  
第2回質問締切日時 令和8年4月10日（金） 正午  
第2回回答日時 令和8年4月24日（金） 午後1時頃

イ 質問の方法

質問のある者は、10(1)ア(イ)の「質疑応答書」に、その内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後、担当者に受領の確認を行うこと。原則として、持参、郵送、口頭又は電話等による質問は受け付けない。

ウ 提出先

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係  
担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907  
電子メールアドレス t23keikaku@union.tokyo23-seisou.lg.jp

エ 全ての参加者に回答を電子メールにて送付する。ただし、技術提案に関し情報の秘匿を要する場合は質問者のみに回答する。

(4) 技術提案書等の提出

技術提案書（様式8～様式16）、価格提案書（様式17）及びリニューアル工事見積書（様式18）を提出すること。様式18には、リニューアル工事内訳書（様式19）を使用した、工事金額の内訳を添付する。

ア 提出期限

令和8年5月15日（金）

提出受付時間は午前9時から午後5時までとし（正午から午後1時の間は除く。）、提出予定日は事前に担当者まで連絡すること。

イ 提出先

千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階  
東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課計画係  
担当 太田・寺崎 電話 03-6238-0907

ウ 提出部数

左綴じで作成し、正本1部・副本15部を提出すること。また提出書類をPDFとし電子媒体により提出すること。なお、正本の表紙には企業体名（企業名）を記入し、副本は表紙、技術提案書及び価格提案書等を含め、事業者を特定できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。

(5) 技術提案書の改善

技術提案書の改善については、以下のいずれかの場合によるものとする。

ア 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で優先交渉権者選定結果通知日1か月前までに改善を求めた場合。

イ 技術提案書の記載内容について、優先交渉権者選定結果通知日1か月前までに技術提案者が改善を行った場合。なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。また、設計等業務委託の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(6) 技術審査等に関する事項

ア ヒアリングの実施

- (ア) ヒアリングを受けない場合は、失格とする。
- (イ) 実施日時は令和8年6月11日（木）から6月29日（月）までを予定している。  
詳細は別途通知する。
- (ウ) ヒアリングは1者につき1時間30分程度とし、ヒアリング内容は以下のとおりとする。
  - a 提案書の内容の確認
  - b 提案書の内容に関する不明点等についての質疑応答
- (エ) ヒアリングでは提案者からの質問は受け付けない。

## 11 審査及び評価方法

参加資格要件を満足する特定建設工事共同企業体等から提出された、墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託仕様書及びリニューアル工事設計条件書に基づく技術提案書、価格提案書（設計等業務委託の提案価格）について、以下の評価方法に従って評価点を付与する。

### (1) 技術評価方法

技術評価点は、配点90点とする。項目、配点、評価方法の配点は、表1-1及び表1-2に示すとおりとし、定性評価を行う。採点は、以下の得点化方法による。

#### 定性評価項目の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	提案が特に優れている	(配点×1)
B	AとCの中間	(配点×0.75)
C	提案が優れている	(配点×0.5)
D	CとEの中間	(配点×0.25)
E	適切に計画されているが、提案に工夫がみられない	(配点×0)

各小項目における得点の有効桁数は、小数第2位（小数第3位を四捨五入）とする。

表 1-1 技術評価項目（事業全体に関する項目）

1 事業全体に関する項目【技術評価項目】						
中項目		小項目		配点	評価方法	点数の付与方法
1	実施体制	1	実施体制図及び技術者配置	4	事業特性（リニューアル工事、E C I 方式等）を踏まえた実施体制が構築されており、資格等を有する技術者の継続的な配置が見込める場合に評価する。	5段階評価による得点化方法により点数を付与する。
2	事業計画	1	事業スケジュール	4	E C I 方式（設計交渉・施工タイプ）の特徴を踏まえた事業スケジュールが示されている場合に評価する。	
		2	設計協議、価格交渉の進め方	4	発注者との設計協議、価格交渉の全体スケジュールが示されており、工事請負契約に向けた協議の進め方に実効性がある場合に評価する。	
1 配点合計				12		

表 1-2 技術評価項目（設計及び施工に関する項目）

2 設計及び施工に関する項目【技術評価項目】						
中項目		小項目		配点	評価方法	点数の付与方法
1	事業費縮減	1	ライフサイクルコストの縮減		30	イニシャルコスト及びランニングコストの縮減策に的確性、実現性がある場合、優位に評価する。
		2	事業費の増加を抑制するための管理手法		10	事業費の増加を抑制するための管理手法に的確性、実現性がある場合、優位に評価する。
2	プラント計画	1	プラント機器選定及び配置		12	建築物等の状況を踏まえた、プラント機器選定及び配置に関する考え方の的確性、実現性がある場合、優位に評価する。
3	建築計画	1	建築物等の劣化調査及び補修		3	建築物等の劣化調査方法及び劣化状況に応じた補修の考え方の的確性、実現性がある場合、優位に評価する。
		2	建築物等の補強		9	設備荷重の変更に伴う建築物等の補強方法、既存不適格建築物の耐久性確保に関する考え方の的確性、実現性がある場合、優位に評価する。
4	工事施工計画	1	工事施工計画		12	以下の項目に関する計画に的確性、実現性がある場合、優位に評価する。 ・総合仮設 ・解体工事 ・建築工事 ・プラント工事 ・飛灰処理設備棟関連工事
5	先進技術等の活用	1	先進技術等の活用		2	先進技術等を活用した自動燃焼制御の安定化や業務の省力化に資する提案に的確性、実現性がある場合、優位に評価する。
2 配点合計			78			
1～2 配点合計			90			

## (2) 価格評価方法

価格評価点は、設計等業務委託の価格提案書の金額を評価項目とする。配点は10点とし、以下の算出式で算出した評価点を付与する。価格評価点の有効桁数は、小数第2位（小数第3位を四捨五入）とする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（10点）} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

## (3) 提案価格上限額評価方法

設計等業務委託における提案価格上限額は、501,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。提案価格が提案価格上限額を超える場合は、失格とする。

## (4) 優先交渉権者の選定

技術評価点と価格評価点の合計点を評価値とし、評価値の最も高い者を優先交渉権者とする。

$$\text{技術評価点（満点90点）} + \text{価格評価点（満点10点）} = \text{評価値（満点100点）}$$

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の最も高い者を優先交渉権者とする。この場合において、技術評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。優先交渉権者となったものに対しては、優先交渉権者として選定した旨を通知する。また技術提案者のうち、次順位以降の者に対しては次順位以降の交渉権者として選定した旨を通知する。通知は令和8年8月（予定）に行う。なお、審査の経緯や結果についての質問には応じない。

## (5) 審査結果の公表

墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託の契約締結後、優先交渉権者の選定結果に関する次に掲げる事項を公表する。

ア 業務名

イ 業務概要

ウ 所管課の名称及び所在地

エ 優先交渉権者の氏名及び所在地

オ その他必要な事項

## (6) 各手続における手順

優先交渉権者選定手順を図1に、工事請負契約締結までの手順を図2に示す。

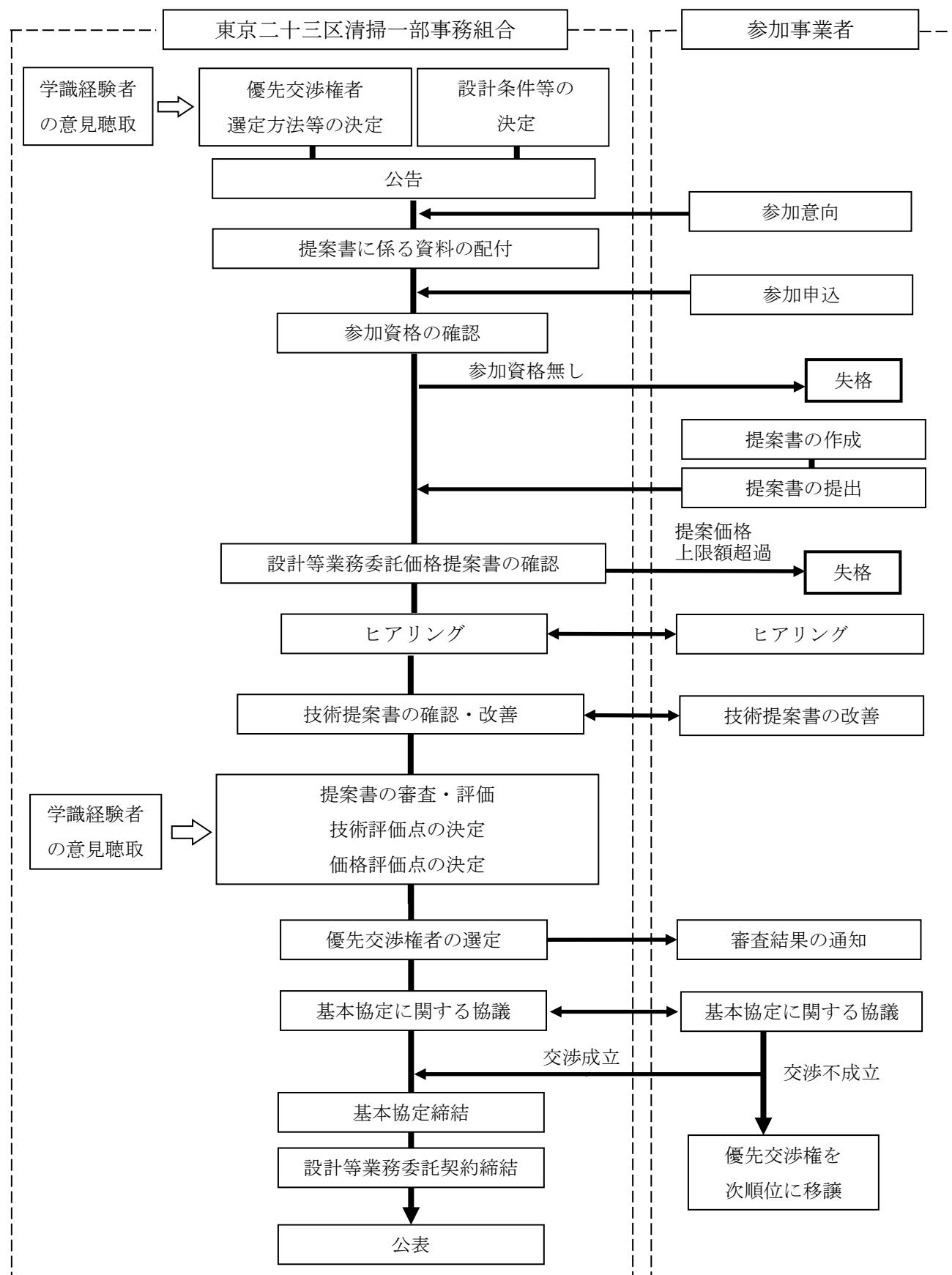


図1 優先交渉権者選定手順(公告から設計等業務委託締結まで)

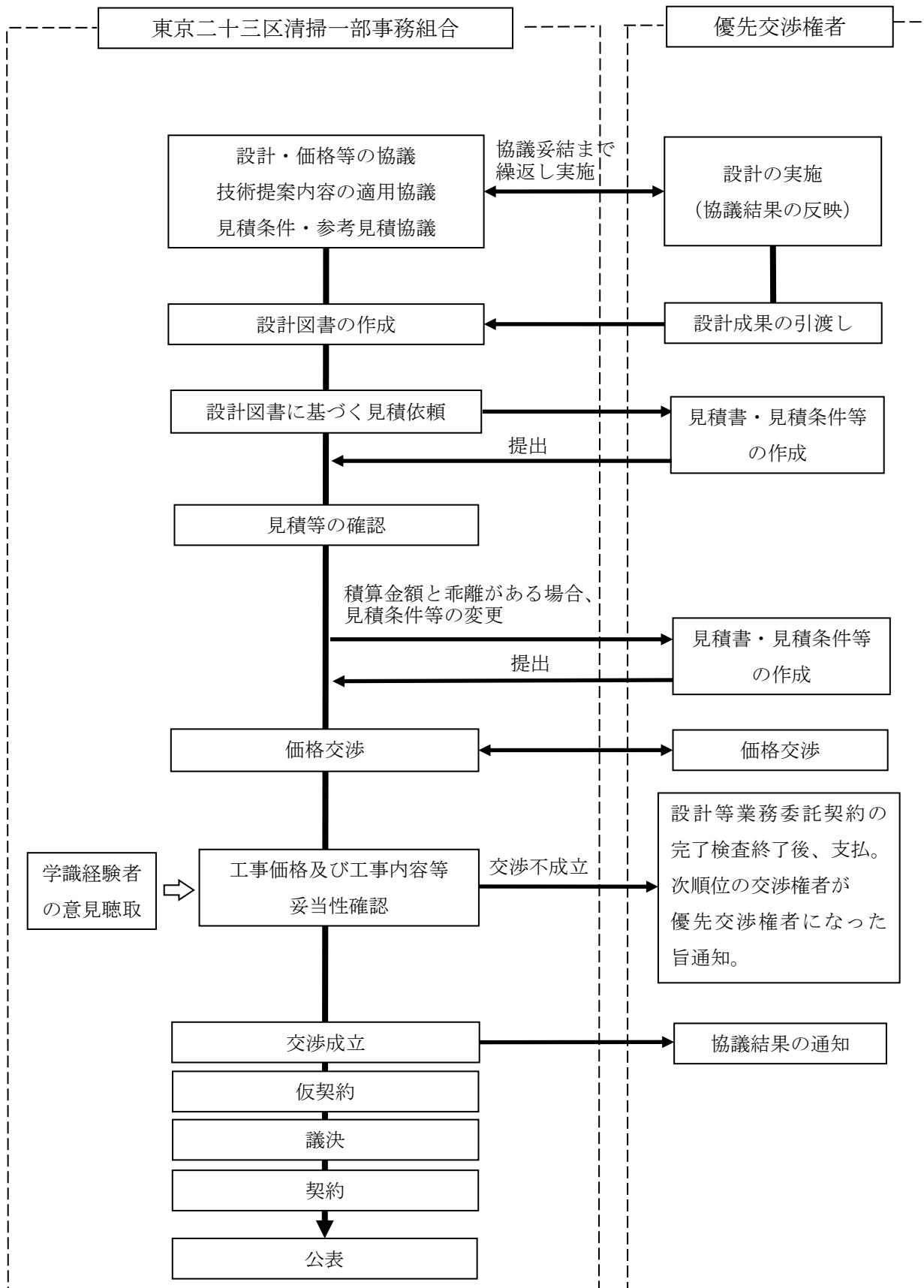


図2 工事請負契約締結までの手順

(7) 技術提案書の作成

技術提案書の添付資料は表 2-1、表 2-2 のとおりとする。なお、技術提案書の参考資料として、表 2-3 のとおり添付する。

表 2-1 事業全体に関する項目の提出様式について

中項目		小項目	様式
1	実施体制	実施体制図及び技術者配置	様式 9
2	事業計画	事業スケジュール	様式 10
		設計交渉、価格交渉の進め方	

表 2-2 設計及び施工に関する項目の提出様式について

中項目		小項目	様式
1	事業費縮減	ライフサイクルコストの縮減	様式 11
		事業費の増加を抑制するための管理手法	
2	プラント計画	プラント機器選定及び配置	様式 12
3	建築計画	建築物等の劣化調査及び補修	様式 13
		建築物等の補強	
4	工事施工計画	工事施工計画	様式 14
5	先進技術等の活用	先進技術等の活用	様式 15

表 2-3 参考資料の提出様式について

参考資料		様式
参考図面		
1	全体配置図及び動線計画図	
2	各階建築改修計画図	
3	各階機器配置図	
4	建物断面図	
5	フローシート	
その他		
1	焼却炉規模の拡大	様式 16

(8) 提出書類等の取扱い

- ・ 技術提案書の提出後は、10(5)に定める技術提案書の改善を除き記載内容の変更は認めない。
- ・ 優先交渉権者より提出された技術提案内容については、その後の工事において一般的に使用されている状態になった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、特許権等を有する事項が含まれる提案についてはこの限りではない。
- ・ 技術提案内容の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。発注者は本プロポーザル以外での提出書類の無断使用は行わない。
- ・ 発注者は、当該技術提案を提出した者の承諾を受けた上で、技術提案の内容を公表することが

できる。

- ・ ECI 専門委員会での審査にあたり、発注者は技術提案書を複製することができる。
- ・ 優先交渉権者に特定されなかった技術提案内容は、参加者の権利に属するため、発注者は許可を得ることなく使用しない。また、提出された技術提案書は原則として返却しない。
- ・ 本プロポーザルのため、発注者が参加事業者に配布又は開示する資料等は、本プロポーザルに係る検討以外に使用することができない。

## 12 墨田清掃工場リニューアル工事設計等業務委託の契約と基本協定締結について

### (1) 基本協定の締結

基本協定は、工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する協定であり、発注者と優先交渉権者の二者で締結する。なお、発注者と優先交渉権者との間で基本協定締結に至らなかった場合には、優先交渉権者に交渉の不成立通知を行う。また、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知するとともに、設計等業務委託への参加意思の有無を確認した上で、基本協定の締結に向けて協議する。

### (2) 設計等業務委託

発注者は優先交渉権者と見積合せを行った上で、設計等業務委託の契約を締結する。

### (3) 工事請負契約

価格等の交渉は基本協定に基づき実施し、ECI 専門委員会で価格等の交渉の内容と共に交渉の成立、不成立について審議する。発注者と価格交渉が成立した場合には、優先交渉権者に交渉成立通知を行い、見積合せを行う。採用決定後、仮契約を締結し、この契約議案が東京二十三区清掃一部事務組合議会で可決された後に工事請負契約を締結する。なお、優先交渉権者が仮契約締結の日から議決の日までに「6 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、発注者は当該仮契約を解除することができるものとする。契約締結後、次順位以降の交渉権者に対して、その理由を付して交渉終了通知を行う。

### (4) 交渉不成立になった場合の取扱い

価格交渉の結果、不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して交渉の不成立通知を行うとともに、設計等業務委託の完了検査を実施の上で支払いを行う。

次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知するとともに、設計等業務委託への参加意思の有無を確認した上で、設計を実施する。

## 13 リスク負担・分担

本工事におけるリスク負担は以下の表 3 のとおりとする。

なお、委託契約書又は工事請負契約書との齟齬がある場合には、工事請負契約書を上位とする。また、下記に記載ないものについては発注者と受注者の協議により解決に導くものとする。

表3 リスク負担・分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		発注者	受注者
共通	資料リスク	○	
	契約締結リスク	○	
			○
		△	△
	近隣対応リスク	○	
			○
	第三者賠償リスク		○
	法令等の変更リスク	○	
			○
	税制度変更リスク	○	
		○	
	許認可遅延リスク		○
	応募に関するリスク		○
	事故の発生リスク		○
	事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	○	
			○
	不可抗力リスク	○	△

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは受注者が負担し、それ以上は発注者が負担する。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担	
			発注者	受注者
設計段階	設計変更リスク	発注者の指示、提示条件の不備または変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	<input type="radio"/>	
		受注者の提案内容の不備または変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		<input type="radio"/>
	建屋・地質調査リスク	発注者が実施した建屋、地質調査部分に関するもの	<input type="radio"/>	
		受注者が実施した建屋、地質調査部分に関するもの		<input type="radio"/>
	施工着工遅延	発注者の指示、提示条件の不備、変更によるもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の要因によるもの		<input type="radio"/>
施工段階	工事費増大リスク	発注者の指示、提示条件の不備または変更による工事費の増大	<input type="radio"/>	
		上記以外の要因による工事費の増大		<input type="radio"/>
	工事遅延リスク	発注者の指示、提示条件の不備または変更による工事遅延、未完工による施設のしゅん工の遅延	<input type="radio"/>	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設のしゅん工の遅延		<input type="radio"/>
	一般的損害リスク	工事目的物、材料、予備品・消耗品に関して生じた損害		<input type="radio"/>
	性能リスク	性能の未達（施工不良を含む）		<input type="radio"/>

【凡例】主分担（○）

#### 14 設計等業務の関係者情報

発注者は、本件のプロポーザルでの優先交渉権者選定時及び設計業務時に別途委託する「墨田清掃工場リニューアル工事アドバイザリー業務委託」（以下「アドバイザリー業務」という。）受託者に、意見等を求める。アドバイザリー業務受託者には、発注者と同等の守秘義務を課せ、応募者から提出される資料等の取扱いを行う。

## 15 発注者、優先交渉権者の役割分担

発注者と優先交渉権者の役割分担は表4に示す。設計等業務は発注者、優先交渉権者の二者で締結する基本協定に基づき行う。

表4 役割分担表

項目	発注者	優先交渉権者
前提条件・不確定要素の整理	内容の確認	前提条件・不確定要素の資料作成及び提示
技術提案	技術提案の適用可否の判断及び指示	技術提案に関する技術情報（性能・機能、適用条件、コスト情報等）の提出
追加調査	必要性の判断、指示、追加調査の実施	追加調査の提案、発注者指示による実施
関係官公署との協議	資料作成指示、協議の開始	資料作成、同行等
設計の実施	設計内容の確認、設計内容を踏まえた追加提案、資料作成、検討の指示	指示された技術提案内容の設計への反映 設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、施工計画の作成
工事費用の管理	設計の進捗に応じて優先交渉権者への見積依頼 見積りの検証（見積根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） 全体工事費の確認	見積り、見積条件、根拠の作成 全体工事費の算定
事業工程の管理	設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理	設計に基づく工事工程の作成